

給水装置用

申請書類チェックリスト【給水装置】 (変更届／廃止・休止・再開届／主任技術者選任・解任届 その他)

【届出内容別提出書類】

※該当する届出内容のチェック欄の口に✓を記入し、提出してください。

提出書類 届出内			① 指定給水装置工 事事業者指定事 項変更届出書 (様式第10)	② 誓約書 (様式第2)	③ 定款 (写し)	④ 登記事項 証明書	⑤ 住民票	⑥ 身分証明書	⑦ 位置図 外観・内観写真 ※任意様式	⑧ 給水装置工事 主任技術者選 任・解任届出書 (様式第3)	⑨ 給水装置工事 主任技術者免 状・雇用が確認 できる書類	⑩ 指定給水装置工 事事業者・廃止・休 止・再開届出書 (様式第11)	⑪ 委任状	⑫ 旧指定給水装置 工事事業者証 ※返納	チ ェ ッ ク 欄
変更 (※1)	会社名	法人	○		○	○							△	○	□
		個人	○											○	□
	代表者	法人	○	○	○	○	○	○					△	○	□
		役員	○	○		○									□
	所在地	法人	○		○	○			○					○	□
		個人	○				○※		○					○	□
(※2) 技術者の 選任・解任	技術者の 解任	法人								○(解任届)					□
		個人								○(解任届)					□
	技術者の 選任	法人								○(選任届)	○				□
		個人								○(選任届)	○				□
(※3) 廃止・休 止・再 開	休止	法人										○		○	□
		個人										○		○	□
	廃止	法人								○(解任届)		○		○	□
		個人								○(解任届)		○		○	□
	再開	法人								○(選任届)	○	○			□
		個人								○(選任届)	○	○			□

※1 指定事項に変更が生じた場合は、当該変更のあった日から、**30日以内**に、上記の表にしたがって書類を提出してください。

(△:支店・営業所で登録している場合は、委任状の提出が必要です)

※2 給水装置工事主任技術者の選任・解任をしたときは、**遅滞なく**上記の表にしたがって書類を提出してください。

※3 指定給水装置工事事業者を廃止・休止する場合は、当該廃止又は休止の日から**30日以内**、再開の場合は当該事由が生じた**10日以内**に上記の表にしたがって書類を提出してください。

なお、「指定給水装置工事事業者証」の交付を受けている場合は、廃止・休止の際に返納する必要がありますのでご注意ください。

※その他留意事項

③定款(写し):代表者の原本証明が必要。 ④登記事項証明書:発行して3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の原本。

⑤住民票:発行して3ヶ月以内の原本《営業所の所在地が記載されていない場合は、所在地を証明できるものが必要》

(例:営業証明書、賃貸借契約書等)

